

中期計画について

1 中期計画とは

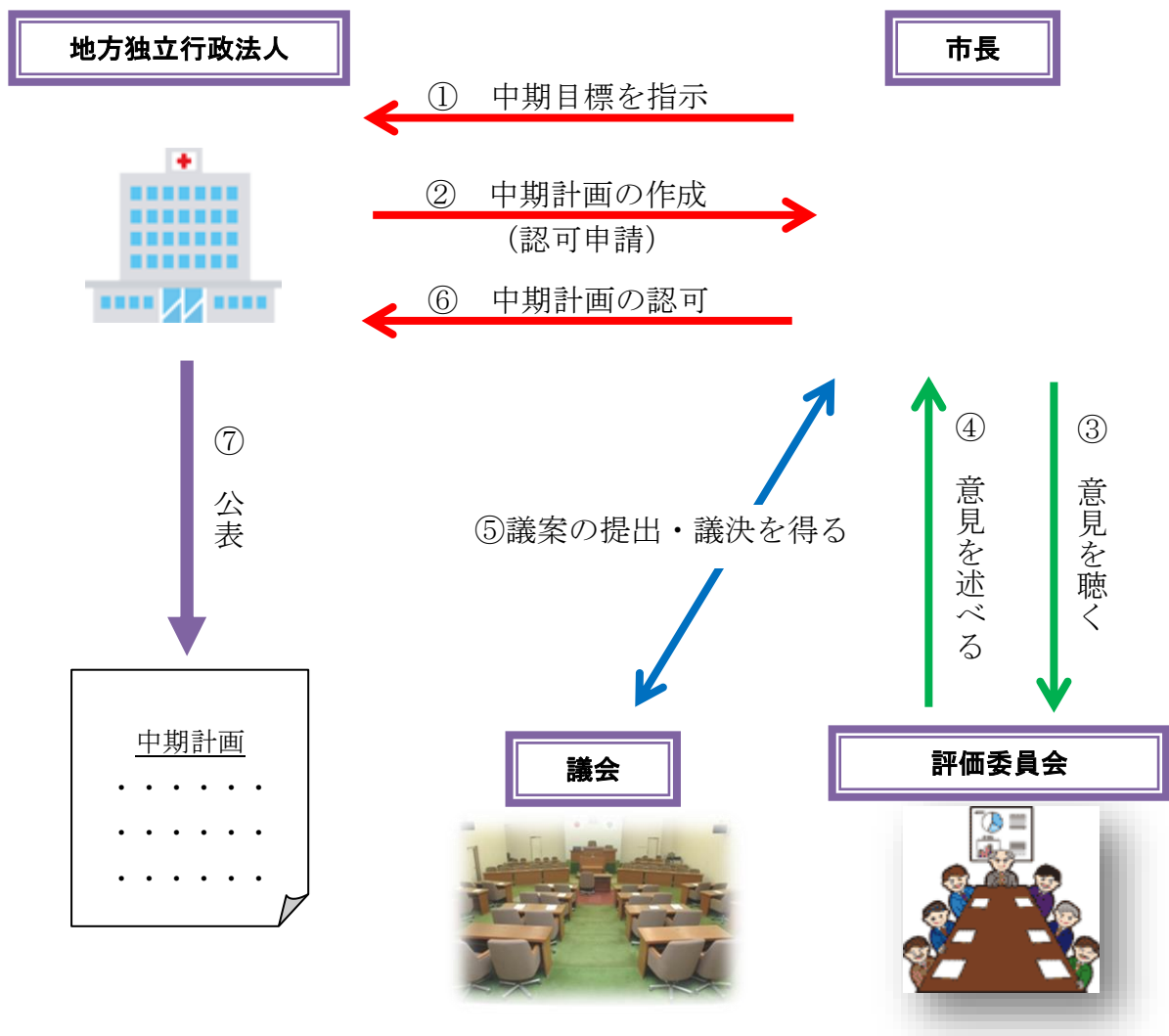
中期計画とは、中期目標として市長から指示された目標を達成するため、地方独立行政法人自身が定める具体的計画である。

2 作成の手順

- (1) 市長は中期目標を定め、地方独立行政法人へ指示する。
- (2) 地方独立行政法人は規則に定められたところから中期計画を作成する。
- (3) 市長は評価委員会に対し、中期計画に関する意見を聴く。
- (4) 評価委員会は意見を述べる。
- (5) 市長は議会へ中期計画認可について議案を提出し、議会の議決を得る。
- (6) 市長は中期計画を認可する。
- (7) 地方独立行政法人は中期計画を公表する。

3 市長・法人と評価委員会の関係図

中期計画の作成についての市長、法人及び評価委員会の関係図は次のとおりである。(○囲み数字は、手順を示す。)



4 中期目標と中期計画の関係（項目対比）

中期目標	中期計画
(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）	
(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	⇒ (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項	⇒ (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(4) 財務内容の改善に関する事項	⇒ (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (4) 短期借入金の限度額 (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (6) 剰余金の使途
(5) その他業務運営に関する重要事項	⇒ (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

5 関係法令

(1) 地方独立行政法人法（抜粋）

（中期計画）
<p>第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>
<p>(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(4) 短期借入金の限度額</p> <p>(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>(6) 剰余金の使途</p> <p>(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>
<p>3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価</p>

委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(料金及び中期計画の特例)

第83条 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(2) 地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則 (抜粋)

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の90日前までに(法人の成立後最初に作成する中期計画にあっては、法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく)、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 中期目標(法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。)の期間を超える債務負担

(4) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

6 地方独立行政法人府中市病院機構第2期中期計画(案)

別紙のとおり